



低所得世帯へ給付金を支給

令和 5 年度一般会計補正予算を専決処分

豊中市は、食費などの物価高騰に直面する世帯へ特別給付金を支給するため、令和 5 年 4 月 17 日付で、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき一般会計補正予算を専決処分しました。

令和 5 年 4 月 17 日専決処分を行った補正予算の概要

1. 子育て世帯生活支援特別給付金

【511,488 千円】

食費などの物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、児童 1 人当たり 5 万円の現金を一括で支給

◎対象：①令和 5 年 3 月分の児童扶養手当受給世帯

②令和 4 年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給対象世帯

③家計が急変し、①および②と同様の事情にあると認められる平成 17 年 4 月 2 日から令和 6 年 2 月 29 日までに出生した児童を養育する世帯

◎支給額：児童 1 人当たり現金 5 万円

◎支給時期（予定）：①②令和 5 年 5 月末 ③ 6 月 1 日から申請受付後振込

こども未来部 子育て給付課 電話：06-6858-2483

2. 令和 5 年度豊中市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

【1,764,579 千円】

食費などの物価高騰に直面し、影響を特に受ける住民税非課税世帯等に対し、1 世帯当たり 3 万円の現金を一括で支給

◎対象：①令和 5 年 3 月 31 日時点において豊中市にお住まいの方で、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（国 5 万円給付）を受給された令和 4 年度住民税非課税世帯

②令和 5 年 6 月 1 日時点において豊中市にお住まいの方で、令和 5 年度分の住民税均等割が非課税である世帯（住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く）

◎支給額：1 世帯当たり現金 3 万円（①・②いずれか 1 回限り）

◎支給開始時期（予定）：①令和 5 年 5 月末 ②令和 5 年 7 月中旬

福祉部 地域共生課 電話：06-6858-2209

【報道機関からの問い合わせ先】

財務部 財政課 [担当] 岩佐 TEL: 06-6858-2122

E-mail: zaisei@city.toyonaka.osaka.jp

※上記施策の詳細は各欄下部の連絡先へお問合せください